

## 令和4年度唐津市募集型旅行商品造成助成要項

新型コロナウイルス感染症の影響により低迷する唐津市内の宿泊需要を喚起するため、唐津市内の宿泊を伴う募集型企画旅行商品を造成し、送客を行った旅行社に対し、予算の範囲内で助成を行います。

なお、本事業は、唐津市からの業務委託を受けて事業を実施しています。

### 1. 助成対象者

(1) 旅行業法の登録を行っている国内の旅行会社（ネットエージェントを含む）が、助成対象者となります。

(2) 助成対象者が、次に掲げるいずれかに該当するときは交付ができません。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 2. 助成に対する条件

(1) 本要項の規定に従うことを条件とします。

(2) 造成する募集型企画旅行商品は、唐津市内の宿泊が含まれていることが条件です。

ただし、キャンプ施設への宿泊、旅行業法で規定される簡易宿所営業への宿泊、教育

旅行は対象外とします。

(3) 対象となる旅行商品の名称に「唐津」「からつ」「KARATSU」の文字を含めることを条件とします。

(4) 旅行代金1人あたり5千円以上の旅行商品を対象とします。

### 3. 助成金の額

助成金の額は、対象となる募集型旅行商品の実績に応じて、唐津市内への宿泊1人泊あたり1千円とします。ただし、一つの募集型旅行商品あたり30万円(300人泊)を限度とし、1旅行社あたり最大15商品までの申請が可能です。

### 4. 対象となる期間

令和4年4月29日から令和5年2月28日までの期間に催行された募集型企画旅行商品が対象となります。

### 5. 助成金の申請

(1) 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用申請書(様式1)に必要書類を添えて、令和4年12月末日までに会長へ提出し、確認を受けることが必要です。ただし、対象となる旅行商品の催行開始の前日かつ募集開始前に利用申請書を提出してください。

(2) 申請した旅行商品の催行を中止する場合、または計画を変更する場合は、変更・取下申請書(様式2)を会長に提出し、確認を受けることが必要です。ただし、日程や予定人数など軽微な変更については、申請が不要な場合もありますので、お問い合わせください。

### 6. 実績報告

(1) 申請者は、対象となる旅行商品の催行が終了した日から30日以内もしくは、令和5年3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式3)を提出してください。

- (2) 会長は、実績報告を受けた場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨を確定通知書(様式4)により申請者に通知します。
- (3) 会長は、助成金の交付決定を受けた者又は助成金の交付を受けた者が虚偽の申請又は報告、この要項の規定に違反したときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

## **7. 造成・販売についてのご注意**

- (1) 対象となる旅行商品は、感染症対策を講じたうえで実施してください。
- (2) 申請した旅行商品の造成の進捗状況は、会長の指示により、随時報告を行ってください。